

兵庫県尼崎市における市町村準則の取り組み

平成23年3月1日

尼崎市における特定工場の立地状況

尼崎市の面積 49.97km² うち工専、工業、準工業(約36%)
(H23.3.1現在)

		特定工場		全体に占める割合
			うち不適格工場	
臨海部	工業専用地域	40	23	25.3%
	工業地域	3	3	3.3%
	準工業地域	4	1	1.1%
	小計	47	27	29.7%
内陸部	工業地域	40	34	37.4%
	準工業地域	2	2	2.2%
	第1種住居地域	2	1	1.1%
	小計	44	37	40.7%
合計		91	64	70.3%

H20.6.30 尼崎市産業立地課調べ

尼崎市における緑地面積率の緩和手法

企業からの声

- ・市内の工場の多くは「工場立地法」施行以前から操業しており、施設の老朽化が進んでいる
- ・老朽施設の更新が進まず設備の増強に支障をきたし、投資計画を見直した例もある
- ・現在の立地環境のメリットを活かすためにも、狭隘な工場敷地の有効な活用が望まれる
- ・企業として環境への配慮は不可欠なものとして認識しているが、緑地算定については、より幅広い選択肢があれば有難い

環境、緑化への取り組み

- ・「尼崎市緑の基本計画」
- ・「尼崎市の環境をまもる条例」
- ・「尼崎21世紀の森構想」
- ・「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」

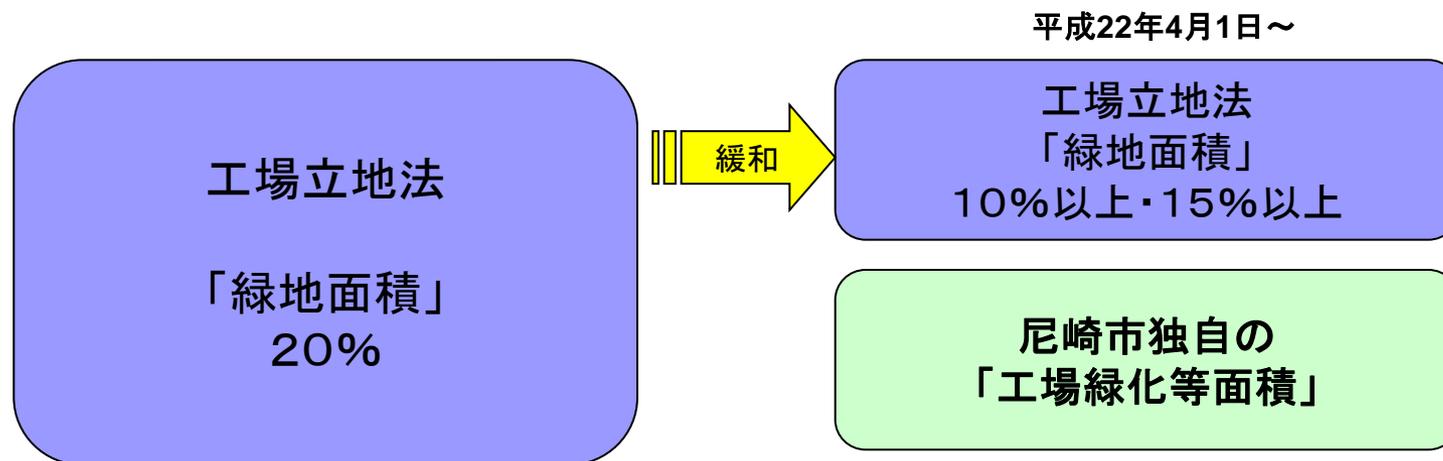
尼崎市における緑地面積率の緩和手法

緩和する緑地面積相当分を、質の高い緑化の誘導や、敷地外緑地の確保、クリーンエネルギーの導入等に見合った面積として確保することにより、工場の建替え等を促進するとともに、緑化や地球温暖化防止の推進も目指していく

尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例

■ 尼崎市における工場立地法の緑地面積率等について

適用区域の区分	緑地	環境施設
・工業専用地域 ・工業地域の大部分	10%以上	15%以上
・準工業地域 ・工業地域の一部	15%以上	20%以上



尼崎市独自の「工場緑化等の推進基準」

- ① 景観に配慮した緑量のある沿道等の緑化の誘導
- ② 高木の育成と地域貢献となる推奨樹種の誘導
- ③ こまめな緑化の推進
- ④ クリーンエネルギーの導入
- ⑤ 敷地外緑地の確保
- ⑥ 緑化基金・環境基金による特例

尼崎市独自の「工場緑化等の推進基準」

① 景観に配慮した緑量のある沿道等の緑化の誘導

- ・塀等のセットバックによる緑量のある沿道等の緑化 [植栽面積の5割加算]



- ・透過性フェンス設置による緑量のある沿道等の緑化 [植栽面積の2割加算]



尼崎市独自の「工場緑化等の推進基準」

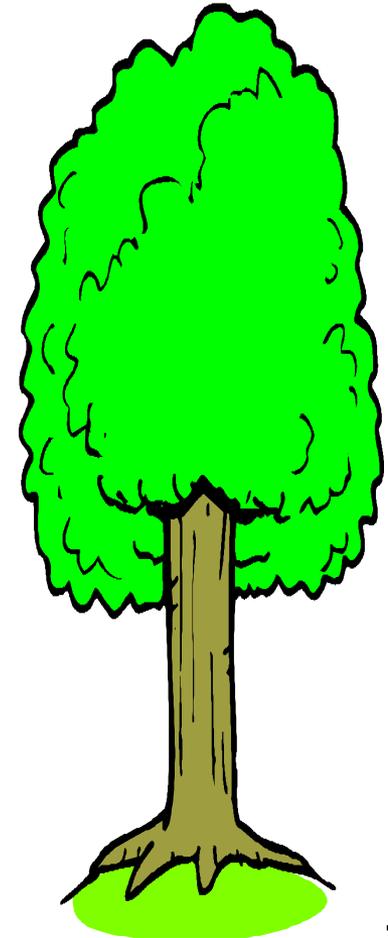
② 高木の育成と地域貢献となる推奨樹種の誘導

＜高木の樹幹の直径による「工場緑化等面積」換算表＞

樹幹の直径	参考樹高	工場緑化等面積
5 cm以上15 cm未満	3～5m	10.0㎡（基準値）
15 cm以上20 cm未満	6～7m	11.0㎡
20 cm以上25 cm未満	8～10m	13.0㎡
25 cm以上30 cm未満	10～13m	14.0㎡
30 cm以上40 cm未満	12～16m	15.0㎡
40 cm以上50 cm未満	16～21m	18.0㎡
50 cm以上	20～25m	20.0㎡

さらに

地域住民等の推奨する樹種を植栽する場合は、
上記面積から1割増で算定することができる

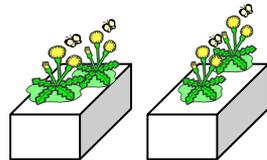


尼崎市独自の「工場緑化等の推進基準」

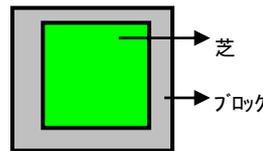
③ こまめな緑化の推進

- 「低木、地被植物、草花等による緑化」
- 「花壇等による緑化」
- 「プランター等による緑化」
- 「屋上、ベランダの緑化」
- 「建築物等への壁面緑化」
- 「駐車場等の芝ブロック等による緑化」
- 「駐車場等上部の藤棚等による緑化」
- 「多層緑化による緑化面積」
- 「水生植物によるビオトープ等の緑化」

いづれも、工場立地法上の緑地として認められないものも、一定の条件を満たせば市の「工場緑化等面積」として認めようとするもの



プランター 容量100ℓ以上のもの
(幅800mm×奥行400mm×高さ350mm程度)



芝ブロック (芝>ブロック)



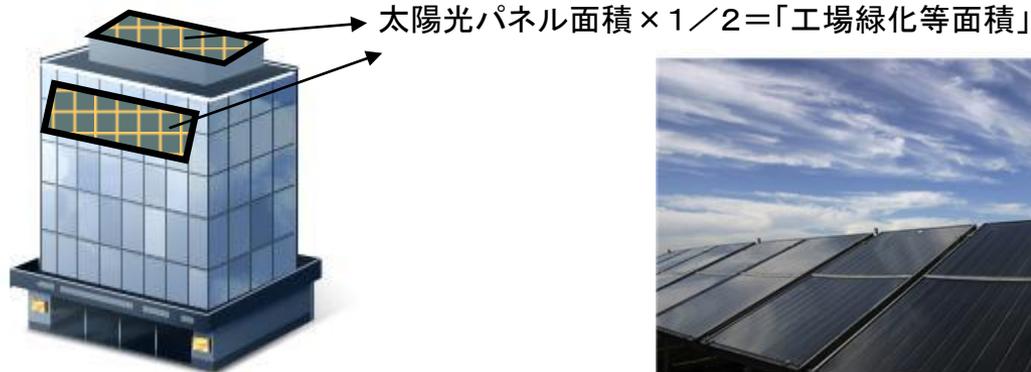
藤棚+ガラスパーキング = 「工場緑化等面積」



ビオトープや池と一体的に、水生植物を水面の概ね2分の1以上を植栽する場合は、その水面の面積の2分の1を「工場緑化等面積」として算定

尼崎市独自の「工場緑化等の推進基準」

④ クリーンエネルギーの導入



⑤ 敷地外緑地の確保

以上による手法によっても、なお、「工場緑化等面積」が必要な場合、特定工場の敷地外に確保する概ね100㎡以上の市内に存する緑地を、工場立地法の算定基準により算入できるさらに、国道43号線の境界から60mの範囲内に、特定工場の敷地外緑地が存する場合は、「工場緑化等面積」として2割増で算定

⑥ 緑化基金、環境基金による特例

以上による手法によっても、なお、「工場緑化等面積」が必要な場合
緑化基金、環境基金への協力として、一定基準による金額を寄付した場合、「工場緑化等面積」として算定。ただし必要とされる「工場緑化等面積」の1/2を超えない範囲